組合員のみなさまへ

平成27年10月から

あなたに「マイナンバー（個人番号）」が届きます

平成２８年１月から番号制度が始まります。平成２７年１０月以降、お住まいの市町村から住民票の住所へ「通知カード」が郵送され、国民一人ひとりに１２桁の個人番号が通知されます。この番号は、社会保障・税・災害対策等の分野で使用することが予定されております。

医療保険者である当組合も、個人番号利用事務実施者となっており、今後の各種手続において組合員とご家族のみなさまのマイナンバーが必要となります。
ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

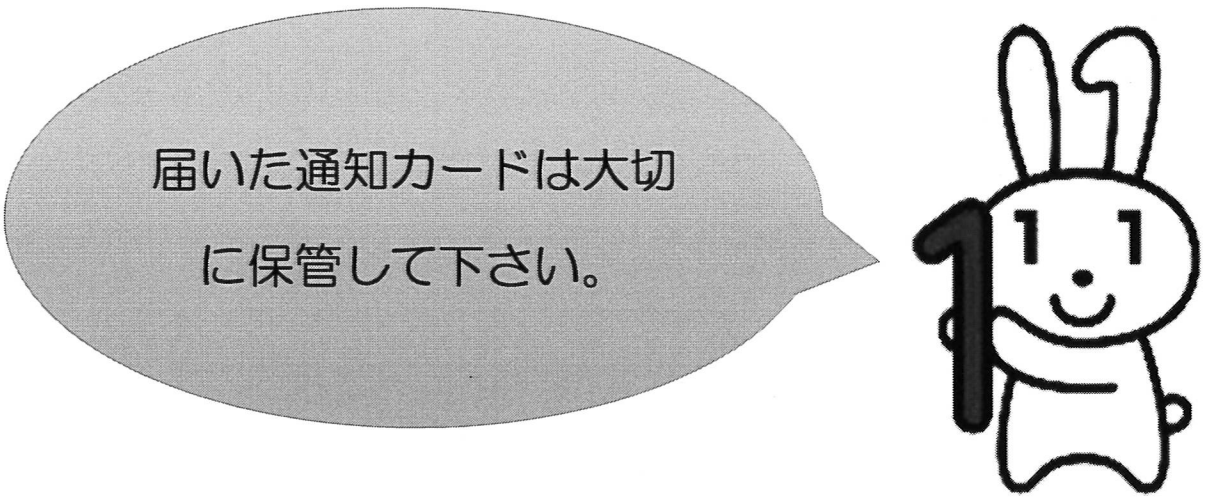

マイナちゃん

＊詳しくは社会保障・税番号制度（内閣官房）のホームページをご覧ください。
http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/

秋田県医師国民健康保険組合